消防法令適合通知書の申請から交付までの流れ

１　事前確認

神奈川県鎌倉保健福祉事務所環境衛生課（℡0467-24-3900）へ事前相談等行い、住宅宿泊事業法における民泊（以下、民泊という。）の形態（家主同居型又は家主不在型）や民泊として使用する部分の床面積等を確認してください。

２　相談日時の予約

※担当が不在としている場合がございますので、ご予約をお願いしております。

担当：鎌倉市消防本部予防課　予防担当
連絡先：0467-44-0964
相談対応日時：月～金（祝祭日を除く）９時～16 時（12 時～13 時除く）

３　相談

相談窓口：鎌倉市大船三丁目５番 10 号　鎌倉市消防本部庁舎２階　消防本部予防課

相談の際にご用意いただきたいもの

- 民泊として使用する建物の建築図面一式
  （案内図、配置図、平面図、立面図など、ご用意できる範囲で構いません。）
- 消防法令適合通知書交付申請書　（相談後、そのまま交付申請する場合）
- ご印鑑　（同上）

消防から質問事項の一例

- 民泊の形態は「家主同居型」または「家主不在型」ですか？（１で確認した事項）
- 宿泊室の床面積の合計は何㎡ですか？
- 民泊で使用する部分の床面積の合計は何㎡ですか？

４　用途判定

相談者から伺った民泊の形態、建物の形状から消防法令の基準に照らし合わせ、「住宅、長屋」か「宿泊所等」であるかの用途判定行います。

５　申請、届出、検査等

用途判定の結果により必要となる手続き等が異なります。

（１）**「住宅、長屋等」**と判定された場合　⇒　**現地確認**を行います。

- 消防法令上、住宅等として扱いますので、住宅用火災警報器の設置状況等を確認し問題なければ、消防法令適合通知交付申請書を提出後に、現地確認の日時を決めます。
- 現地確認の当日は、申請内容の確認、住宅用火災警報器の設置状況、コンロ廻りの状況など火災予防上必要な事項を確認します。

（２）**「宿泊所等」**と判定された場合　⇒　**消防検査**を行います。

- 消防用設備等の設置やカーテン、じゅうたん等の防炎物品の使用が義務となり、各種届出が必要となります。（必要な消防用設備等、各種届出の詳細については相談時にご説明いたします。）
- 後日、消防用設備等の設置、各種届出、消防法令適合通知交付申請書の提出がなされましたら、消防検査の日時を決めます。
- 消防検査の内容は、申請内容の確認、消防用設備等の設置、作動状況、コンロ廻りの状況、カーテン等の防炎物品の確認その他火災予防上必要な事項の確認を行います。

６　消防法令適合通知書交付

現地確認や消防検査にて消防法令上の基準に適合していることが確認できましたら、約１週間後、相談窓口にて消防法令適合通知書の交付となります。

※ご注意ください

消防法令適合通知交付申請書には、民泊部分の床面積等を記載する部分があります。申請書の床面積等に誤りがありますと、再度申請していただき、交付まで時間を要してしまいますので、十分ご確認のうえ、申請してください。

鎌倉市消防本部予防課　予防担当
TEL：0467-44-0964
FAX：0467-45-6665